

自賠責運用益拠出事業に係る2026年度救急医療機器購入費補助の手引き

1. 本手引きの目的

自動車事故による救急医療体制を整備するため、他の医療機関では対応困難な救急患者を積極的に受け入れることを理念・基本方針として活動されている救命救急センターに対して、一般社団法人日本損害保険協会（以下「当協会」）は救急医療機器購入にかかる費用を補助している。

当協会が救命救急センターに上記補助を行うにあたり、日本外傷学会（以下「学会」）が以下の手順により補助する救命救急センターを募集・選定している。本手引きは、その実施方法を定めるものである。

- (1) 学会が、補助を希望する救命救急センターおよび救急医療機器を募集・選定する
- (2) 当協会が、学会が選定した病院（以下「選定病院」）および救急医療機器を審査する

2. 選定病院の義務

選定病院は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 自賠責運用益拠出事業を誠実かつ適正に遂行しなければならない。
- (2) 救急医療機器購入にかかる費用の補助を受けるにあたり、本手引きに定める事項を履行しなければならない。

3. 学会による救命救急センターの募集・選定

(1) 対象となる病院

次の①～⑥の要件を全て満たす病院を対象とする。

- ①救命救急センターを設置していること。
- ②日本外傷データバンクへの登録があること。
- ③当該救急医療機器の購入にあたり、本補助以外からの補助を受けていないこと。
- ④過去3年以内に本補助を受けていないこと。
- ⑤2026年12月末までに当該救急医療機器の納品を完了できること。
- ⑥自賠責保険診療報酬基準案を採用していること（不採用の場合、別途審査しますので、自動車事故に係る自由診療単価を記載すること）。

(2) 対象となる救急医療機器

対象となる救急医療機器は、病院前医療、救命蘇生、緊急手術、重症集中治療に使用する機器など、幅広く対象とする（特段の指定はない）。ただし、本補助は交通事故被害者の救命医療に寄与することを目的としているため、この趣旨を踏まえ、補助を希望する機器を選定する。

もっぱら内因性疾患に対する医療機器とみなされるものや、交通事故診療との関連が不明確なものは選定の対象から除外されることがある。

(3) 補助額

- ①補助額の上限：購入希望の救急医療機器価格総額の2/3相当額

- ②1 病院あたり補助額上限：原則 2,000 万円（税込）
- ③補助先病院数：10～15 病院
- ④補助総額の上限：1 億 2,000 万円（税込）

（４）応募

ア．応募方法

以下の提出書類を学会事務局（jast@shunkosha.com）宛てにメールで提出する。なお、提出書類のうち「①救急医療機器購入補助申請書（様式 1-1、様式 1-2）」は、学会ホームページよりダウンロードする。

<提出書類>

①救急医療機器購入補助申請書（様式 1-1、様式 1-2）

様式 1-1 補助申請書：Excel ファイル形式で提出

様式 1-2 購入希望機器リスト：Excel ファイル形式（PDF ファイルへの変換不可）で提出

②購入希望の救急医療機器のパンフレット

③当該救急医療機器の見積書（写）

（注 1）複数機器の申請も可とする。

（注 2）原則として 1 機器につき 3 社以上の業者から見積書を取り付けること。

（注 3）業者が限定される場合は、その理由書を添付すること。

※ファイルの容量が大きい場合は、大容量ファイル送信サービスの使用も可とする。

<送付先>

一般社団法人 日本外傷学会 損保助成金事業対象施設選考委員会

E-Mail：jast@shunkosha.com

イ．応募期限

2026 年 6 月 30 日（火）まで

（５）学会による選定

①学会（損保助成金事業対象施設選考委員会）は、応募のあった病院から、補助の対象とする病院および救急医療機器を選定する。

②学会は、選定病院の決定にあたり、当協会に補助金等の適否を確認する。

なお、学会は、当協会に選定病院の決定の確認を行う際、同病院の提出書類（2.（4）ア. <提出書類>）を当協会に提出する。

③当協会は、学会からの確認に対し、可能な限り速やかに回答（内諾）するよう努める。

④学会は、当協会の回答を受け、2026 年 8 月末までに選定病院に選定した旨を通知し、当協会による審査の案内を行う。

⑤選定病院の決定後、学会は、選定病院に通知した内容を当協会に連絡する。

4. 当協会による選定病院の審査（救急医療機器購入費用の補助に係る手続）

（１）選定病院による補助金交付請求手続

選定病院は、当協会から補助金の交付を受けるため、「救急医療機器購入補助金交付請求書

(様式2)」に必要事項を記入し、以下の確認書類(①～⑤は必須)を添付のうえ、Excelファイル形式で2026年12月末までに協会にメールで提出する(様式2は学会から提供)。

やむを得ない理由により応募した時点から機器の変更・代替を希望する場合は、新たな機器のパンフレット、見積書および変更・代替の理由を付して学会事務局に相談する。

<確認書類>

- ①売買契約書(写)
- ②納品書(写)
- ③機器検収書(写)
- ④請求書(業者から選定病院宛のもの)(写)
- ⑤機器配備状況写真

⑥その他必要と認められる書類

(注)当協会は、補助金を経理上「寄附金」として処理するため、選定病院は、本補助金を「寄附金」として取扱う。これに伴い、別途、寄附金申込書等の提出が必要となる場合は、必要書類(寄附金申込書等)を当協会宛て送付する(当協会は必要事項を記入のうえ返送)。

⑦再見積書(写) ※請求額が補助額と異なる場合

※確認書類は、納品完了後5年間保存してください。

(2) 当協会による審査

当協会は、交付請求書および確認書類を審査し、選定病院に審査結果等を通知する。審査に通った場合に、当協会は、選定病院の法人口座への振込みにより補助金を交付する。なお、原則として、学会による選定の内容と照らして特段の変更がなければ補助金を交付するが、期限までに書類が提出されない等、当協会が補助金を交付する対象として不適切であると判断した場合、当協会は補助金を交付しない。

5. 審査後の報告等

選定病院は、当協会から補助金を受領した後、以下の報告を行う。

- (1)「救急医療機器購入補助金領収書」(様式3)の提出【2027年2月中旬まで】
- (2)「事業報告書(救急医療機器購入補助)」(様式4)の提出【2027年6月末まで】

※様式3・4は、当協会から選定病院に提供する。

※様式3・4は、Excelファイル形式で提出。

6. その他

(1) 視察・監査

当協会は、事業の適正な執行を確認することを目的に、現地調査や資料閲覧(補助金にかかる会計帳簿、証憑書類等)を通じて監査を実施し、是正指導および改善命令を行うことができる。その際、学会および選定病院はこれに協力しなければならない。

また、当協会は、助成事業完了日から5年間、必要と認めた場合には、監査その他必要な調査を行うことができ、その結果を一般に公表することができる。

(2) 補助の取消し等

当協会は、補助が決定し、または補助金を交付した後であっても、次のいずれかの項目に該当すると判断した場合、補助金交付決定の全部または一部を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命じることができる。

- a. 当協会の承認を受けずに購入する医療機器を変更、または購入を中止したとき。
- b. 選定病院が当協会に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- c. 法令または選定病院の寄附行為等に違反する行為があり、補助の対象として適格性を著しく欠くと認められるとき。
- d. 上記6.(1)に定める視察・監査を拒み、妨げまたは忌避した場合もしくは監査に際して虚偽の報告・説明をしたとき。
- e. 正当な理由なく所定の期限までに報告がなく、当協会が行った督促にも応じないとき。
- f. 選定病院が破産、民事再生等の申し立てを受け、事業遂行が困難となったとき。
- g. 補助金を本来の事業目的以外に使用し、または第三者に不適切に供与したとき。
- h. 選定病院に反社会的勢力との関係があることが判明した場合。
- i. 証憑書類の保存を怠り、または保存期間内（事業完了後5年間）にこれらを紛失し、当協会による監査・調査が不能となったとき。
- j. その他、本手引きの規定に違反し、事業の趣旨に反すると認められるとき。

(3) 選定病院名、代表者名の公表

当協会は、上記6.(2)に基づき取消しまたは返還命令を行った場合、必要に応じて、学会または当該処分を受けた選定病院、処分の内容および事由を当協会ウェブサイト等において公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表期間は、処分の決定の日から起算して、下記6.(4)に基づく申請および交付の停止期間とする。ただし、下記6.(4)4項の規定により当該停止が解除された場合であって、当協会が公表を継続する必要がないと認めるときは、当該公表期間の満了を待たずに、公表を中止することができる。

(4) 申請受理および交付の停止

当協会は、上記6.(2)により補助金交付決定の取消しを行った場合、学会または選定病院に対し、処分の決定の日から起算して1年を下回らない期間で、当協会が定める期間、本事業への申請受理および補助金の交付を停止する。

- 2 前項の規定により申請および交付の停止期間中である者が、停止開始前に提出した申請については、当該停止措置の対象外として取り扱う。ただし、当協会が当該申請についても不適切と認める相当の理由がある場合は、この限りでない。
- 3 申請および交付の停止解除を希望する者は、是正措置および再発防止策の内容を記載した書面を当協会に提出しなければならない。
- 4 当協会は、前項の提出内容を踏まえ、停止事由が解消されたと認めるときは、停止期間の満了を待たずに、当該停止を解除することができる。

7. 規程の改廃

本手引きの改廃は、業務企画部自動車・海上グループリーダーの決裁による。

(2026 年度中に改廃した場合は、学会を通じて通達する)

8. 規程の所管

本手引きの所管は、業務企画部自動車・海上グループとする。

以 上

＜参考＞医療機器購入のスケジュール（2026年度）

